

KSLO NEWS LETTER

Contents	▶ TOPICS 01	「統合報告書」	弁護士/ニューヨーク州弁護士 栗林 勉
	▶ TOPICS 02	「誹謗中傷と法改正」	弁護士 深野 葉月
	▶ TOPICS 03	「ヘモグロビン A1c と糖尿病について」	弁護士/ニューヨーク州弁護士 栗林 勉
	▶ KSLO NEWS	栗林総合法律事務所国際セミナーのご案内 『英文業務委託契約書の作成とチェックポイント』	

TOPICS 01

統合報告書

弁護士/ニューヨーク州弁護士 栗林 勉



最近、新聞などでも統合報告書という言葉が聞かれるようになりました。統合報告書とは、法律上開示が義務付けられている企業の財務情報（資産、負債、売上、営業利益等に関する情報）に関する報告書と、CSR（企業の社会的責任）に関する報告書や環境報告書などに記載される非財務情報を統合して作成する報告書を言います。

2021年6月に改定されたコーポレートガバナンスコード（企業統治指針）においても、「適切な情報開示と透明性の確保」の一つとして、非財務情報の開示について記載されています。すなわち、コーポレートガバナンスコードの第三原則には、「上場会社は、経営戦略の開示に当たって、自社のサステナビリティについての取組みを適切に開示すべきである。また、人的資本や知的財産への投資等についても、自社の経営戦略・経営課題との整合性を意識しつつ分かりやすく具体的に情報を開示・提供すべきである。特に、プライム市場上場会社は、気候変動に係るリスク及び収益機会が自社の事業活動や収益等に与える影響について、必要なデータの収集と分析を行い、国際的に確立された開示の枠組みであるTCFDまたはそれと同等の枠組みに基づく開示の質と量の充実を進めるべきである。」と記載されています。

コーポレートガバナンスコードによる非財務情報の開示は、現在のところ任意規定であり、各企業はコードの内容に則して情報の開示を行うか、開示を行わない理由を記載するかを選択

することができるかとされています。しかし、2022年4月からは、プライム市場に上場する上場企業については、気候変動リスクとビジネス機会に関する記載を行うことが義務付けられていますので、プライム市場を目指す企業にとっては統合報告書の作成は必須になってきていると言えます。

このような統合報告書の作成が要求されるようになった背景としては、民間企業の果たすべき社会的役割に大きな変化が生じてきていることにあると言えます。従来企業は、収益をあげて得られた利益を再投資することで利潤を拡大し、税金の支払や従業員の雇用などの面での社会的責任を果たすことが求められてきました。ところが最近では、気候変動や環境破壊、エネルギー問題や格差社会など、地球的規模で取り組むべき課題が増えてきており、国や地方自治体の他、民間企業に対してもこれらの解決に向けた協力が求められるようになってきています。

統合報告書にどのような内容が記載されるべきかについて定まったものではありません。しかし、企業が社会の中で必要とされる存在でありながら、長期的に発展存続していく団体であることから、ESG（環境・社会・ガバナンス）に関する情報、すなわち、環境への負荷を削減し、地域社会への貢献や労働環境の改善を含む従業員の人権に対して配慮し、経営の透明性と信頼性の確保に向けた体制を構築している団体であることなどが記載されることになると思われます。

誹謗中傷と法改正

弁護士 深野 葉月

近年、インターネット上における誹謗中傷を内容とする書き込みが問題となっていることは皆様ご存じのことと思います。この現状に鑑み、本年、発信者情報の開示や侮辱罪に関して法改正の動きがございましたので、本日は、その概要について記載したいと思います。

1. 発信者情報の開示

令和3年4月21日、いわゆるプロバイダー責任制限法（正式名称：特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律）の一部を改正する法律（以下「改正法」といいます）が成立しました。これは、インターネット上の誹謗中傷などによる権利侵害について、より円滑に被害者救済を図るため、発信者情報の開示について制度的見直しを行うことを目的としたものとされております。改正法の概要は以下の通りです。

（1）新たな裁判手続（非訟手続）の創設

現行法では、裁判手続を経て発信者情報の特定するには、まず、①発信者情報開示の仮処分申立てを行い、掲示板やSNSの運営をする事業者等（いわゆるコンテンツプロバイダー）に対し、IPアドレス等の発信者の通信記録の開示を請求し、次に、②そのIPアドレスを管理する通信事業者等（いわゆるアクセスプロバイダー）に対し、発信者情報開示請求訴訟を提起して、発信者の氏名・住所を取得するという2段階の裁判手続が必要です（アクセスプロバイダーにおいて保存されている発信者情報が消えてしまうことを防ぐために、発信者情報開示請求訴訟に先立ち、発信者情報の消去禁止の仮処分の申立てを行う必要もあります）。

この点、改正法では、コンテンツプロバイダーとアクセスプロバイダーの2者を対象とする裁判手続を踏む必要があるという点では現行法と類似するものの、発信者情報の開示を一つの（一連の）手続きで行うことを可能とする新たな裁判手続（訴訟以外の裁判手続）を創設しています。これにより、現行法の手続より短い期間で発信者の氏名・住所の開示を受けられることが期待されております。

（2）開示請求を行うことができる情報範囲の拡大

SNSなどのログイン型サービス等においては、投稿時の発信者情報が保存されず、ログイン時の情報のみ保存されている場合があり、この場合、発信者を特定するためには

ログイン時の情報の開示が必要となります。しかし、現行法では、ログイン時の情報が開示の対象になるかについて明らかではなく、裁判例においてもその判断は分かれております。

この点、改正法では、発信者の特定に必要な一定の場合には、ログイン時の情報が開示の対象となるように規定が整備されています。

（3）発信者が開示に応じない場合のその理由の照会

現行法では、プロバイダーは、被害者から開示請求を受けた場合、発信者に対し開示請求に応じるか否かの意見照会をすることとされております。

改正法では、上記意見照会において、発信者が開示に応じない場合はその理由も併せて照会することとされています。

この改正プロバイダー責任制限法の施行は、公布の日（令和3年4月28日）から1年6か月以内とされておりますので、来年の10月頃までに施行される予定です。

2. 侮辱罪

令和3年9月16日、侮辱罪を厳罰化する刑法改正が法制審議会に諮問されました。

現行法では、侮辱罪（刑法231条）の法定刑は、刑法の罪の中で最も軽い「拘留又は科料」とされ、公訴時効は1年とされている（刑事訴訟法250条2項7号）ところ、諮問された改正案では、法定刑を「1年以下の懲役若しくは禁錮若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料」に引き上げることとし、これによって公訴時効も3年に延びる（刑事訴訟法250条2項6号）こととなっております。

法制審議会では、「事実を摘示」と評価できるか否かという微妙な違いで名誉毀損罪に問えず、侮辱罪として処理され軽い処罰となることの不合理性（名誉毀損罪（刑法230条1項）の法定刑は「3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金」という一定程度重い刑となっております）や、法定刑の引き上げにより正当な表現行為に対する萎縮効果が生じないかといったことなどについて審議され、採決の結果、上記改正案が賛成多数で採択されました。

上記改正案は、来年の通常国会への提出が目指されており、法案が可決されれば、侮辱罪の厳罰化が実現することとなります。

ヘモグロビンA1cと糖尿病について

弁護士／ニューヨーク州弁護士 栗林 勉

ヘモグロビンA1cという値をご存じでしょうか。過去2か月間の平均的な血液中の糖分の値を示すものです。5.6%未満が正常値で、6%から6.4%は糖尿病予備軍、6.5%を超えると糖尿病型と診断されることとなります。これと似たものとして、血液中のブドウ糖の濃度を測る血糖値がありますが、血糖値の値は、食事の前後などで大きく異なってきます。これに対し、ヘモグロビンA1cは過去2か月間の平均値を示すものですので、食事の前後などで簡単には変わらず、その人の長期的な血糖値の状態を判定することができます。

私は、日ごろの不摂生がたたりに、昨年7月の段階でヘモグロビンA1cの値が12を超えるところまで進行してしまいました。医者からは強制入院が指示され、1か月間、食事療法と薬物療法による入院治療を強いられることになりました。

ヘモグロビンの機能が低下し、肝臓に糖分が吸収されない状態が続くと、血液中の糖分は尿の中に入って排出されるため、尿が甘い匂いがすることになります。糖尿病は、この状態から名前がついています。これだけであれば特に問題はありますが、血液中の糖分が著しく増えることによって、血流に障害が生じ、心不全、心筋梗塞、失明、手足の切断等の病気を引き起こす原因になります。また、内臓脂肪を増やしていき、様々な臓器の機能障害を生じさせることとなります。

そこで、医師は、糖尿病や成人病の患者に対してヘモグロビンA1cの値を下げるよう食事を中心とした生活改善の指導を行うとともに、メトホルミン等の治療薬を処方し、ヘモグロビンが糖分を吸収しやすくしようとします。また、治療薬で回復しない患者については、インシュリンを注射し、強制的に糖分を肝臓に吸収させ、血糖濃度を下げさせます。

しかし、食生活の改善のないままに糖分を下げようとして、肝臓に糖の吸収を促しても、糖分で一杯になった肝臓がそれ以上の糖分を吸収することはできず、結局は内臓脂肪を増加させてしまうこととなります。また、人間の胃の中で消化された食物は、血液中に糖分として吸収されていきますが、血液中に糖分が増えると、脳からホルモンが分泌され、肝臓からヘモグロビンが分泌されることとなります。ところが、

インシュリンや治療薬が常に供給される状態になると、脳からのホルモンの働きがなくてもヘモグロビンが糖分を吸収するようになりますので、脳から発令されるホルモンの働きが不活発になってしまうのではないかと危惧されます。

このことが一番重要で、健康な体である限り、ホルモンが体のバランスを保っているわけですから、できるだけ治療薬やインシュリンによらずに、体が本来持っているホルモンの働きを活性化させて、機能の回復をもたらすのが重要だと思います。もし医師から糖尿病の治療薬を進められる場合には、過度の処方箋によって、ホルモンの働きが阻害されることにならないかを意識しておくのが重要ではないかと思いました。肥満体の改善は難しいですが、コロナによって飲み会の頻度が少なくなるなど、生活習慣が変わってきたので、これを機会にダイエットに励むなど、生活習慣の改善に努めたいと思います。



栗林総合法律事務所国際セミナーのご案内

日時	2022年1月14日(金) 午後6時～7時半
受講方法	オンライン(zoomを予定)
費用	無料
セミナー内容	『英文業務委託契約書の作成とチェックポイント』

英文業務委託契約書は、一定の業務(サービス)の提供とそれに対する対価の支払いを定める契約書です。サービス契約書、コンサルタント契約書、請負契約書、委任契約書など業務の内容に応じた様々な名称の契約が含まれます。代金の支払い方法についても前払い、分割払い、成功報酬など様々になります。SOW(業務内容)の特定、報酬の定め方、費用の償還条項を含め、英語により業務委託契約書を作成する際の注意点について説明します。

外国企業との取引を検討している経営者の皆様、英文契約書の作成が必要な総務・法務担当者の皆様、営業担当の皆様、是非ご参加ください。

お申し込みはメールまたはお電話で



info@kslaw.jp



03-5357-1750

年末のご挨拶



平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

早いもので、2021年も残すところあとわずかとなりました。

去年に引き続き、今年も新型コロナウイルス感染症の感染拡大という未曾有の事態に直面し、皆様にとっても、我慢の年となり、新しい生活様式へ変化する年となったことと存じます。当事務所にとっても、リモート会議が主となり、最初は慣れない環境でございましたが、それにより移動時間がなくなり、より業務に時間を費やすことができるといういい面もございました。2022年こそは、コロナウイルスの終息を願うとともに、皆様にお会いできる機会が増えることを願っております。来年も更なる事務所の発展、飛躍に向けて、より一層のご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

最後になりますが、本年中のご愛顧に心より御礼申し上げますと共に明るく年が変わらぬお引き立てのほど、よろしくご願ひ申し上げます。寒さもより一層厳しくなりますので、くれぐれもご自愛ください。皆さまも良いお年をお迎えください。

海外進出・英文契約・企業法務のご相談は栗林総合法律事務所へ

KURIBAYASHI SOGO
栗林総合法律事務所



03-5357-1750

● 受付時間：9：00～18：00 ● 定休日：土日・祝日